

【概要】世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」 遺産影響評価マニュアル

1 遺産影響評価とは

遺産影響評価（Heritage Impact Assessment, HIA）とは、計画される事業などが世界遺産の価値に与える影響の可能性を事前に把握し、負の影響が想定される場合には、それらを回避又は低減する手法を導き出すために実施する評価分析作業のことである。

百舌鳥・古市古墳群も、第43回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決議された際、追加的勧告で「すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること」として、遺産影響評価の実施について指摘がなされた。

2 遺産影響評価の対象

百舌鳥・古市古墳群では、包括的保存管理計画において示すとおり、法令に基づき、資産及び緩衝地帯の保全が図られている。このような事業着手前に必要となる法令に基づく各種手続きにより、遺産への影響が確実に評価され、負の影響が回避される。ただし、資産内及びそれに準じるものとして一体的に保存するエリア(エリア1・2)で実施される事業は必要に応じて、別途詳細な分析を実施する。

■事業計画地別の取り扱い

位置	エリア	事業計画地	各種法令に基づく取り扱い	詳細分析
重点ゾーン 緩衝地帯	1	資産内 (面置でのものの所在地として最も適量に保存管理するエリア)	-文化財保護法に基づく現状変更許可申請 -景観協議 ⁷⁾ 【制限1～3下巻を参照】	必要に応じて ⁵⁾ 、HIA詳細分析を実施
	2	資産に準じるものとして一体的に保存するエリア 史跡第3種地区等 ¹⁾ 大仙公園の特別なエリア ²⁾ (資産外でも時に丁寧な取扱いを要するエリア)	-文化財保護法に基づく現状変更許可申請 -景観協議 ⁷⁾ 【制限1～3下巻を参照】 -環境影響評価の評価項目 ⁴⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
	3	上記以外 [巨大古墳の巨大さが感じられ、多様な古墳の群集さや絶大さが感じられる景観を保全するエリア]	-景観協議 ⁷⁾ 【制限1～3下巻を参照】 -環境影響評価の評価項目 ⁴⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
	4	重点ゾーン以外の緩衝地帯 (増加しに巨大古墳を眺望する際の景観、多様な古墳の群集さや絶大さに調和する景観を保全するエリア)	-景観協議 ⁷⁾ 【制限4～6下巻を参照】 -環境影響評価の評価項目 ⁴⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
緩衝地帯外	5	緩衝地帯の外側	-景観協議 ⁷⁾ -環境影響評価の評価項目 ⁴⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	

- 1) 史跡指定地・陵墓治定地外において資産に関する遺構が広がる可能性があり、将来的に史跡の指定や範囲拡大等の保存の措置を検討する範囲。
- 2) 大仙公園基本計画のエリア設定のうち、陪塚及び小規模古墳が分布し、古墳自体の確実な保全措置を行うエリア（エリア2）。
- 3) 都市計画法、景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、屋外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称。
- 4) 大阪府告示『環境影響評価及び事後調査に関する技術指針』、堺市告示『環境影響評価技術指針』により規定。
- 5) 学術委員会の助言の下に幹事会において検討し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議で実施を決定。
- 6) 資産に直接関るもの以外の重要遺構は、文化財保護法に基づき史跡指定や範囲拡大の措置を検討する。
- 7) 市域全域にかかる景観計画により、大規模建築物等の新築、増築、改築等の行為においては届出が必要であり、行為の制限（景観形成の基準）を設けて景観誘導を行っている。広告物については、用途地域に応じて広告物の大きさ、高さ等を制限している。

3 遺産影響評価詳細分析の対象

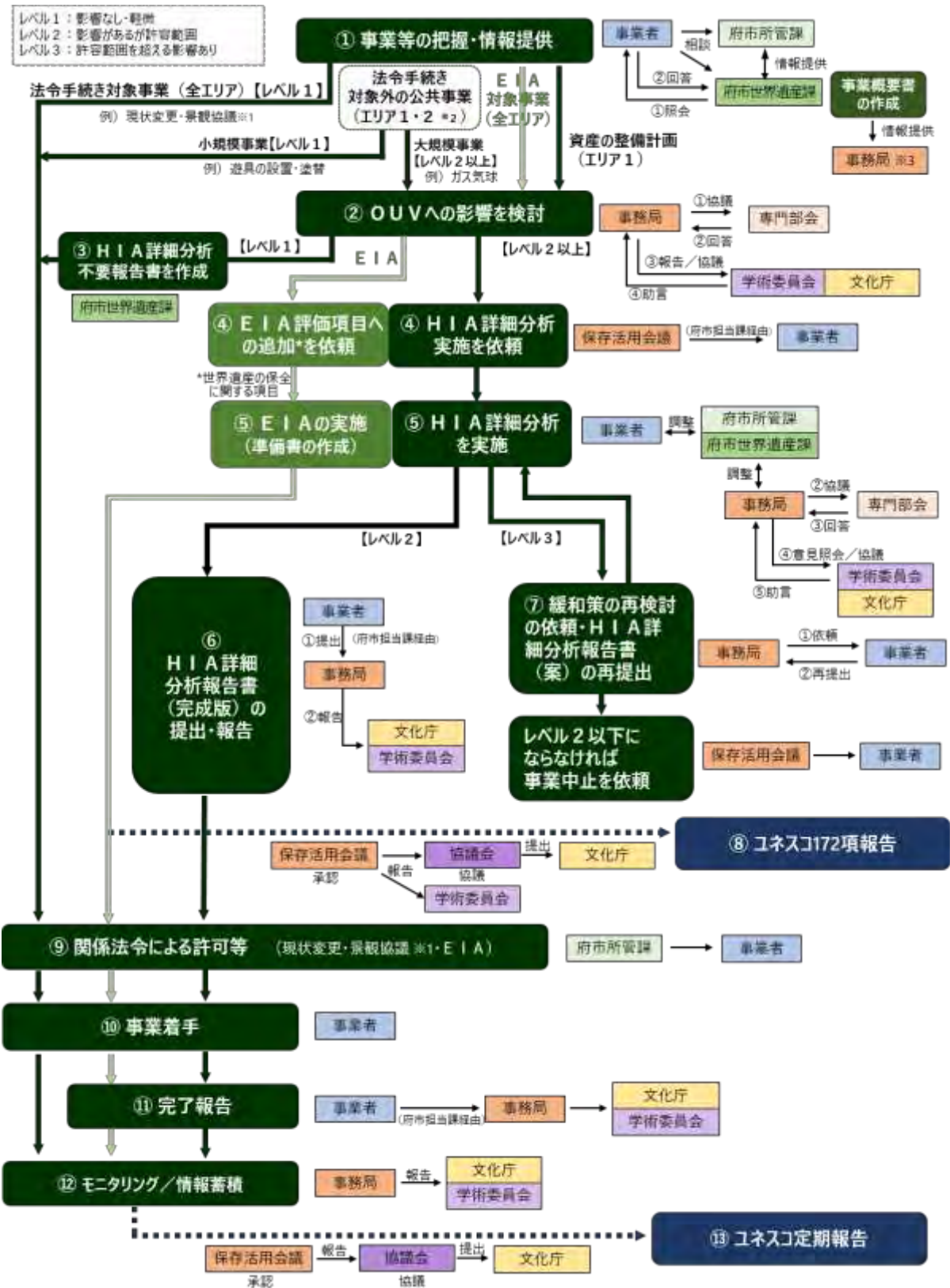
資産及び資産に準じるものとして一体的に保存するエリアにおいて計画された事業のうち、資産の整備計画策定や各種法令手続きの対象外かつ顕著な普遍的価値（OUV）に対する影響が明らかに軽微とは判断できない事業については、詳細分析を実施する。これにかかる判断の基準は、下表のとおりであり、属性の細項目毎に影響が一つでも想定される事業を対象とする。その他、世界遺産委員会決議において、遺産影響評価の実施について指摘された事業については詳細分析を実施する。

属性の大項目	属性の細項目	属性を構成する 具体的な要素	属性への影響
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状	墳丘、濠、外堤、外溝	直接的かつ大規模な改変 (軽微な現状変更は除く)
	a2) 築造方法と材料	墳丘、葺石、濠、外堤、外溝、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	a3) 濠	濠、外堤、外溝	
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）	地下に埋蔵されている遺構・遺物	
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域における古墳の視覚的存在感	墳丘 視点場からの眺望	存在感を著しく阻害 (一時的なものは除く)
	b2) 古墳間の今も残る物理的・視覚的つながり	墳丘 今も残る古墳間の見通し	つながりを著しく阻害 (一時的なものは除く)
c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証	墳丘、葺石、濠、外堤、外溝、地下に埋蔵されている遺構・遺物	直接的かつ大規模な改変 (軽微な現状変更は除く)
	c2) 儀礼のための使用の物証	祭祀、参拝	祭祀や参拝を著しく阻害

4 遺産影響評価の実施手順

遺産影響評価の実施手順はフロー図のとおりである。

■ H I A実施フロー図



※1 都市計画法、景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、屋外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称

※2 資産内及び資産に準じるものとして一体的に保存するエリア（史跡第3種地区等、大仙公園基本計画エリア2）

※3 保存活用会議事務局および/または協議会事務局